瑞浪市森林整備計画 変更計画書

計画期間

自 平成30年4月 1日

至 令和10年3月31日

令和3年3月 日変更 瑞浪市告示第 号

岐阜県瑞浪市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、瑞浪市森林整備計画を次のように変更します。 本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。 なお、変更計画の施行日は<mark>令和3</mark>年4月1日とします。

瑞浪市森林整備計画の一部変更

- Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- Ⅱ 森林の整備に関する事項
- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の 方法
 - 3 その他必要な事項
- 第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項
 - 1 基本的な考え方
 - 2 将来目標区分の設定に関する基準
 - 3 将来目標区分の設定
- 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
- 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第9 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- III 森林の保護に関する事項
- 第1 森林被害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる方法を除く)
 - 3 林野火災の予防の方法

- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項
- VI 付属資料
 - 1 参考資料
 - 2 別表
 - 3 瑞浪市森林整備計画 概要図

I~Ⅳ (略)

Ⅴ その他森林のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- (1) 森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。
- ① Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ Ⅱの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して 森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ Ⅲの森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 なお、森林管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を 確保することが望ましいことから、経営管理実施権分配計画が公告された後、林業経営者は、 当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域の設定に当たっては、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出をそれぞれ一体として効率的に行うことができると認められる複数林班について区域を定めるものとします。具体的には大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情を総合的に勘案して、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことのできるまとまりのある森林について、隣接する5~30個程度の林班を目安として区域の範囲を定めるものとします。

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	<u>区域面積 (ha)</u>
<u>日吉北中部</u>	40, 41, 42, 43, 57, 58, 59, 60	<u>584. 00</u>
<u>日吉北東部</u>	<u>55, 56, 61, 62, 63, 64</u>	<u>414. 98</u>
<u>大湫</u>	83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94	<u>621. 23</u>

2~5 (略)

VI (略)